

納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎(63)2117

保険制度は皆さんの保険税(料)で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年中の収入が2年中より3割以上減少する見込みの人は、申請により保険税(料)が減免になる可能性があります。該当する場合は、7月に届く通知書をお手元にご用意の上、ご相談ください。

納付方法

①普通徴収

納付書または、スマートフォンアプリ(Pay Pay・LINE Pay)、口座振替等による納付です。納付書を7月14日(水)に送付します。納期限は右の表の通りです。口座振替の場合は、納期限の日に振り替えます。

②特別徴収

年6回、偶数月の年金の定期払いから天引きします。特別徴収開始通知書も7月14日(水)に送付します。普通徴収から特別徴収に変わる場合は、10月から切り替わります。

納期限		
第1期	令和3年	8月2日(月)
第2期		8月31日(火)
第3期		9月30日(木)
第4期		11月1日(月)
第5期		11月30日(火)
第6期		12月28日(火)
第7期	令和4年	1月31日(月)
第8期		2月28日(月)

介護保険料

介護保険は、40歳以上の方が加入する支え合いの制度です。40～64歳の方は加入する健康保険税(料)の一部として、65歳以上の方は介護保険料として市に納めます。年金の受給額などにより、徴収方法が変わります。

※ 第8期介護保険事業計画の策定に合わせ、令和3年度から保険料が変わりました。

○特別徴収になる人

年金の年間受給額が18万円以上で、年金を担保にしていない人

※ 年度途中で65歳になった人・転入した人、老齢福祉年金・恩給のみを受給している人、特別徴収が中止になった人は普通徴収になります。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険は、75歳(一部65歳)以上の人が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

※ 令和3年度の料率は、前年度と変更はありません。

※ 令和3年度以降は、均等割額の軽減特例措置が、世代間の負担の公平を図る観点などから、本来の軽減割合となります。

(7.75割軽減が7割軽減に変更)

○特別徴収になる人 次の全てを満たす人

・介護保険料が特別徴収されている
・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない

※ 年度途中で75歳になった人・転入した人、障害認定により後期高齢者医療保険に切り替えた65歳以上の人は普通徴収になります。

国民健康保険税

国民健康保険は、自営業や会社を辞めた方が加入する制度です。納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

※ 令和3年度分の税率は、前年度と変更はありませんが、税制改正により、軽減制度の基準額が変更されました。

詳しくは税制係までお問合せください。

※ 令和3年度より、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに国民健康保険の18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯主に対して、3人目以降の均等割額(1人につき最大28,800円)を全額減免する制度が始まります(県内初)。減免申請は不要です。該当者には減免後の税額で通知されます。

○特別徴収になる人 次の全てを満たす人

・介護保険料が特別徴収されている
・世帯主が国保に加入している
・世帯主の年金受給額が年額18万円以上
・国保税と介護保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満(世帯主を含む)

※ 世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収です。

納付方法の変更

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は、特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。

希望する人は、口座振替をする預金通帳、通帳の届出印、保険証を持参し、納税課納税管理係(☎(63)2116)で手続きをしてください。

※ 納付状況等により、変更が認められない場合があります。

※ 手続き後、納付方法が変わるまで時間がかかります。